

別添 柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 成員数の制限は設けない。
- (2) 構成員は、「柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領」において規定する、企業の参加資格要件を満たすものでなければならない。
- (3) 構成員の出資比率の最低限度基準については、原則として、全体事業費に対し、各々が担当する業務の事業費率を、当該業務を担当する構成員数で除した10分の6以上の出資比率であるものとするが、事業実施量等も勘案し、柔軟に設定することができるものとする。
- (4) 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。
- (5) 公告資料に記すとおり、構成員を構成すること。

3 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 委任状の写し

4 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル実施要領 2.2.(1)に定める参加資格要件のうち①から⑩は、構成員の全てが満たすものとする。公募型プロポーザル実施要領 2.2.(2)に定める資格要件のうち①に掲げた条件を、少なくとも 1 社以上の構成員は有するものとする。
- (2) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることもできない。なお、再委託先を含め他の参加者となることはできる。
- (3) 代表企業が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。